

第五十九号議案

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例  
 (江戸川区特別区税条例の一部改正)

第一条 江戸川区特別区税条例(昭和四十年一月江戸川区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項を次のように改める。

軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車

イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。)

ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの 年額 二千元

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超え、もの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 年額 二千四百円

ニ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が〇・五メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が〇・〇二リットル

ルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの  
 年額 三千七百元

二 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。）  
 年額 三千六百元

三輪のもの  
 年額 三千九百元

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用  
 年額 六千九百元

自家用  
 年額 一万八百元

貨物用のもの

営業用  
 年額 三千八百円

自家用  
 年額 五千円

専ら雪上を走行するもの  
 年額 三千六百元

ロ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの  
 年額 二千四百円

その他のもの  
 年額 五千九百元

三 二輪の小型自動車  
 年額 六千円

第六十条第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる者のほか、規則で定めるもの

付則第二条の二中「第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで」の下に「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第六項から第十項まで」を「公益法人等（同条第六項から第十一項まで」に、「を同法第四十条第三項」を「を同条第三項」に、「租税特別措置法第四十条第六項から第十項まで」を「同法第四十条第六項から第十一項まで」に改める。

第三条及び第三条の二 削除

付則第三条の二の二を削る。

付則第四条第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

付則第六条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第三十九条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。



と同一銘柄の株式等を取得していたものと」を加える。

（江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十五年十月江戸

川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、江戸川区特別区税条例付則第十三条の二の改正規定中「租税特別措置法」を「第三十七条の十第一項」に、「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」を「第三十七条の十第一項」に改める。

付則第一条第三号中「改正規定」の下に「並びに第三条中付則第十四条の四の改正規定（付則第十四条の四第五項第三号の改正規定中「係る」の下に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。」）を加え、同条第五号中「改正規定」の下に「（付則第十四条の四第五項第三号の改正規定中「係る」の下に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

## 付 則

### （施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中付則第二条の二の改正規定、付則第十五条から第十六条までを削

る改正規定及び付則第十七条を付則第十五条とする改正規定 平成二十七年  
一月一日

二 第一条中第三十九条第一項の改正規定並びに付則第三条及び第五条（この  
条例による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則  
第六条に係る部分を除く。）の規定 平成二十七年四月一日

三 第一条中付則第六条の改正規定並びに付則第四条及び第五条（新条例付則  
第六条に係る部分に限る。）の規定 平成二十八年四月一日

四 第一条中付則第十三条第一項の改正規定 平成二十九年一月一日  
（区民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の区民税に関する部  
分は、平成二十七年以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成二十  
六年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第十三条第一項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の  
区民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の区民税については、な  
お従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十九条の規定は、平成二十七年以後の年度分の軽自動車税  
について適用し、平成二十六年分までの軽自動車税については、なお従前の  
例による。

第四条 新条例付則第六条の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成十五年十月十四日前に初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第六条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

第五条 平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第三十九条及び新条例付則第六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新条例第三十九条第一項第二号イ				
五千円	三千八百円	一万八百円	六千九百円	三千九百円
四千元	三千円	七千二百円	五千五百円	三千百円



削る。

第三条中江戸川区特別区税条例付則第三条第四項及び第三条の二第四項の改正規定を削る。

付則第一条第二号中「及び第十六条」及び「並びに付則第三条第三項の規定」を削り、同条第四号中「付則第三条第四項」を「付則第三条第三項」に改め、同条第五号中「付則第三条第五項」を「付則第三条第四項」に改める。

付則第三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「付則第三条、第三条の二、第三条の六」を「付則第三条の六」に改め、同項を同条第四項とする。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の改正に伴い、軽自動車税の税率を引き上げるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。